

令和5年第4回取手市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年12月5日（火）午前10時開議

- 日程第1 議案第54号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第57号 取手市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 市道路線の認定について

日程第2 議案第60号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）

- 日程第3 議案第61号 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第63号 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第65号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第5 議員提出議案第3号 取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 休会の件

議案付託表

令和5年第4回定例会

○議会運営委員会

事件の番号	件名
議員提出議案第3号	取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○総務文教常任委員会

事件の番号	件名
議案第54号	取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
議案第55号	取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第56号	取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第57号	取手市火災予防条例の一部を改正する条例について
議案第60号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）

○福祉厚生常任委員会

事件の番号	件名
議案第60号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）
議案第62号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第63号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第64号	令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第65号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○建設経済常任委員会

事件の番号	件名
議案第58号	市道路線の認定について
議案第60号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）
議案第61号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）

議案第60号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）
 質疑通告一覧表

令和5年第4回定例会

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨	議案書の ページ
1	関戸 議 勇 員	都市計画費・緑地等管理 に要する経費で樹木病 害虫被害対応業務委託 料について	1 カシノナガキクイムシの被害の広が りは 2 民地の樹木について把握しているか 3 被害樹木の種類 4 市有地、緑地、公園など関係部所でど のように連携し対応しているか 5 被害の拡大を防ぐ手だてをしてきた のか 6 近隣の行政との連携は	P34

議員提出議案第3号

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を別紙のとおり，取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出
する。

令和5年12月5日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

提出者	取手市議会議員	結 城	繁
〃	〃	山野井	隆
〃	〃	細 谷	典 男

提案理由

議員の期末手当については特別職である市長等の例によるとされているが，二元代表の一翼である市議会議員は市長とは区別する必要があることから，期末手当の額等について議員報酬条例に直接規定するとともに，人事院の勧告等を踏まえた期末手当の増額を行わず据え置くため，本条例の一部を改正するものです。

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(期末手当)</u></p> <p><u>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対し、期末手当を支給する。基準日前1か月以内に死亡した者についても、同様とする。</u></p> <p>2 <u>期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、死亡した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 6か月 100分の100</u></p> <p><u>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</u></p> <p><u>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</u></p> <p><u>(4) 3か月未満 100分の30</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する期末手当の支給方法については、一般職の職員に支給する給与の例による。</u></p>	<p><u>(期末手当)</u></p> <p><u>第5条 議長、副議長及び議員の期末手当の額並びに支給条件、支給方法及び支給期日については、取手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第85号)の適用を受ける市長等の例による。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職しない議長、副議長及び議員(これらの日前1か月以内に死亡した者を除く。)に対しては、期末手当を支給しない。</u></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。